



長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関

長野県職務育成品種規程（昭和56年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正します。

令和5年8月31日

長野県知事 阿部守一

第2条第7号を次のように改める。

(7) 職務育成品種一職員が育成した品種であつて、その育成がその性質上当該職員に係る試験研究機関等の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至つた行為が当該職員の職務に属するものをいう。

第9条を削る。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条第3項中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「(以下「審査会」という。)」を削り、同条を第7条とする。

第5条中「し、又は育成した者の地位を第三者に承継させてはならない」を「してはならない」に改め、同条ただし書を削り、同条を第6条とする。

第4条の見出し中「出願」を「品種登録出願の要否」に改め、同条第1項中「前項」を「前条」に、「品種登録出願申出書」を「職務育成品種育成報告書」に、「可否」を「要否」に改め、同条第2項中「職務育成品種審査会」の次に「(以下「審査会」という。)」を加え、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「(職務育成品種の報告)」に改め、同条中「品種登録の出願をする」を「農業振興上の必要性が高く、農業者及び農業に関する団体の利用を促進する」に、「品種登録出願申出書」を「職務育成品種育成報告書」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(品種登録を受ける地位の原始取得)

第3条 職務育成品種については、その育成が完了したときに、長野県が品種登録を受ける地位を取得する。

様式第1号中「品種登録出願申出書」を「職務育成品種育成報告書」に、「職氏名 印」を「職氏名 印」に、「下記の職務育成品種について、品種登録の出願をする必要があると認めますので、申出をします」を「農業振興上の必要性が高く、農業者及び農業に関する団体の利用を促進する必要がある職務育成品種を育成したので報告します」に、

「

試験研究等 長の意見*	
----------------	--

を、

*印の欄は職員から申出があつた場合に、試験研修機関等の長が記載すること。」

「4 品種登録出願の希望
有 無 (該当するものを○で囲むこと) に改める。」

様式第2号中「職氏名 印」を「職氏名 印」に改める。

農業技術課